

平成23年度第1回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成23年5月25日（水） 午後3時00分から午後5時00分まで		
開催場所	八幡山の洋館 第1会議室		
出席者	委員	赤塚委員、堀委員、三浦委員、杉本委員、加藤委員	
	特定行政庁	石井建築指導課長、小野間課長代理、小澤主管	
	事務局他	小山田まちづくり政策課長、小林課長代理、野口主査、板倉技師補	
欠席			
開催形態	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者	なし
会議録署名委員	赤塚委員（会長）、堀委員（会長職務代理）		
会議内容	<p>1 開会 事務局から今年度委嘱をした委員と関係職員を紹介。</p> <p>事務局から委員の出欠状況について5名全員の出席を報告。</p> <p>2 議事 (1) 議案1 会長及び会長職務代理の互選について</p> <p>委員の互選により、第14期建築審査会の会長に赤塚委員、会長職務代理に堀委員を選任。</p> <p>会議録署名委員は、堀委員とすることです承。</p> <p>(2) 議案2 建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る包括同意基準に基づく報告について（1件）</p> <p>事務局から包括同意基準を説明。</p>		

資料に基づき、特定行政庁から当該案件の概要を説明。

報告案件 2-①について

以前に報告を受けている物件だが、申請地番や土地の形態などが変わっている理由は何かという質問については、再分筆を行った結果、地番の変更等があった旨回答する。

それに関連して、再分筆を行った理由はなにかという質問については、申請地の東側に工事中の住宅があり、その物件の接道要件を満たすため再分筆を行った旨回答する。

空地の先の通路はどうなっているのか。東側の住宅はそこに2メートル以上接道しているのではないかという質問については、当該通路はアスファルト舗装がされており川沿いの作業用道路まで抜ける事が出来る。しかしその通路が現状4メートルの幅員を確保できていないため、ただし書空地と認めることができない旨回答する。

以上の質疑をもって本案件の報告は終了。

(3) 議案 3 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に係る包括動基準に基づく報告について。

事務局から包括同意基準を説明。

資料に基づき、特定行政庁から当該案件の概要説明があった。

報告案件 3-①について

申請建築物が「日影による中高層の建築物の高さ制限」とは関係ないのではないかという質問については、不適格に該当するのは申請敷地北側の既存立体倉庫とその西側のフィルム工場であり、フィルム工場については県道606号線の西側は従来より日影に問題はないが、北側が既存不適格となっていることから、立体倉庫とフィルム工場が不適格である。

そのため、申請建築物は不適格ではない旨回答をする。

以上の質疑をもって本案件の報告は終了。

(4) 議案 4 その他の議案

資料に基づき、特定行政庁から当該議案の概要説明があった。

包括同意基準の一部改正について

基準の改正が行われた場合、特定行政庁が許可をした案件をその後の審査会で報告という形になってしまうのかという質問については、現在でも許可をする事自体は出来たが、審査会間際に包括同意基準を満たす案件が提出された場合、事務手続きを行う事が出来ないため、審査会後に許可していた。

基準の改正が行われた場合そういったことがなく許可する事が出来るので改正をしたい旨回答する。

それに関連して、案件に対して、審査会が審議することができなくなる恐れが出てくるのではないかという質問については、基準が改正されるのは包括同意基準を適用する案件の場合のみであるから、許可申請等の審議が必要な案件についてそのような心配はない旨回答する。

速やかにという言葉が非常に曖昧であり市民にとって不透明であるので、期限等を設けることによって明確にした方がよいのではないかという質問については、速やかにという言葉は残しながら、まちづくり政策課と建築指導課の間での運用基準を設けて明確にしていく旨回答する。

審査会の運営が2課になったということでその組織図が公開されているかという質問については、庁内全体の組織図には事務分担が明記され公開されているが、建築審査会個別の体制図は公開していない。そのため今後は体制図を整理していき、審査会に示していく旨回答する。

以上の質疑をもって本案件の報告は終了した。

3 その他

事務局から、平成23年度建築審査会の年間開催計画、平成23年8月17日に開催される第61回神奈川県特定行政庁建築審査会連絡会の開催案内及び黒部ヶ丘共同住宅の建築確認処分取り消しに係る裁判の傍聴内容の報告があった。

次回の開催日程は、7月19日午前10時00分からに決定した。

4 閉会